

堺市子ども読書活動推進計画改定懇話会開催要綱

令和6年5月9日制定

1 目的

堺市子ども読書活動推進計画（平成16年策定、平成31年改定）の改定にあたり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市子ども読書活動推進計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 堺市子ども読書活動推進計画の改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども読書活動推進計画の現状、課題及び方向性に関する事項

3 構成

懇話会は、次に掲げる者のうち、教育長が依頼する8人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市PTA協議会から選出された者
- (3) 本市の区域内に存する青少年育成団体から選出された者
- (4) 読書活動関係団体から選出された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

4 座長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の規定を準用する。

7 会議録

教育長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

8 開催期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間とする。

9 庶務

懇話会の庶務は、中央図書館総務課において行う。